

令和 2 年 9 月 4 日  
貿易業務課

## 政府所有米穀の販売等業務委託契約の事業承継について

### 1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

- 本事業は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。）第 29 条及び第 30 条に基づき政府が買入を行った政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務（以下「販売等業務」という。）を、包括的に民間事業者（受託事業者）に委託。
- 今般、平成 27、28、30 及び令和元年度販売等業務の受託事業者である住友商事株式会社（以下「住友商事」という。）が、食料の輸出入及び国内取引に関する事業について、住友商事の 100% 出資事業者である住商フーズ株式会社（以下「住商フーズ」という。）への事業譲渡を進めており、本事業についても、住友商事と住商フーズの間で事業譲渡に関する合意書を締結した上で、令和 2 年 10 月 1 日付で契約を承継したい旨を申し出。

### 2. 対応方針

- 事業の譲渡については、政府所有米穀の販売等業務委託契約書第 23 条において、「乙（住友商事）は、甲（農林水産省）の承諾を受けなければ、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡することができない。」旨を規定しており、農林水産省の承諾が必要。
- 農林水産省としては、承諾に当たっては、契約の確実な履行の観点から、譲渡先が履行能力を有しているかにより承継可否を判断。  
譲渡先である住商フーズについては、
  - ① 入札実施要項に基づき入札時に課している参加要件を全て満たしていること
  - ② 住商フーズは、住友商事の完全子会社であり、現行の担当者の多くが住商フーズにおいて引き続き同業務に従事すること
  - ③ 再委託先以降の業務実施者についても、引き続き現行と同じ体制が引き継がれることから、履行能力は問題ないものと判断。  
（加えて、契約の確実な履行を担保するため、住友商事に対して、譲渡後も金銭的な債務保証を負わせる方向で調整中。）
- これを踏まえ、政府所有米穀の販売等業務委託契約書第 23 条に基づき承諾することとし、住友商事と締結している「4 契約の相手先」を住商フーズに変更することを予定。
- なお、本事業譲渡により実施要項のそのものについて、変更は発生しない。